

○ 郵送による運転免許の自主返納（申請取消し）について

新型コロナウイルス感染症対策や、県民の皆さまの利便性向上のため、令和4年8月1日から「郵送による運転免許の自主返納」手続きを開始します。

なお、次の①～⑥に該当する方は、郵送による自主返納手続きをすることはできません。

- ①運転免許証の有効期間を過ぎている方
- ②運転免許証を紛失している方
- ③運転免許証の記載事項に変更のある方
- ④運転免許証の取消処分基準に該当している方
- ⑤運転免許の停止処分中又は運転免許停止処分の基準に該当している方
- ⑥再試験の基準に該当している方（基準該当初心運転者）
- ⑦運転免許の保有形態がマイナ免許証の方

○ 申請受付の場所と時間など

申請可能な対象者	岐阜県下に居住（岐阜県公安委員会交付の運転免許証を所持）し、上記①～⑥に該当しない方
申請場所	〒502-0841 岐阜市学園町3丁目42番地 ぎふ清流文化プラザ6F 岐阜県警察本部交通部運転免許課免許管理係  058-295-1010（代表） 内線 242 又は 243
受付曜日	月～金曜日（祝・休日及び年末年始を除く）
受付時間	9：00～16：00

○ 郵送による自主返納の手続きの流れ

1. 事前申し込み（申請者⇒免許課）

上記連絡先に、電話で事前申し込みをしてください。

※ 各警察署や各講習センターでは郵送による自主返納手続きを行っていません。

※ 必ず、申請者本人が電話で事前申し込みを行ってください。

2. 必要書類の郵送（免許課⇒申請者）

1の事前申し込みにより確認等ができしだい、運転免許課から申請者に

- ・運転免許取消申請書
- ・運転経歴証明書交付申請書（運転経歴証明書を希望された方）

を郵送します。

3. 申請書類等の作成と郵送（申請者⇒免許課）

以下のものを、レターパックライト（430円）に同封して、

〒502-0841

岐阜市学園町3丁目42番地

ぎふ清流文化プラザ6F

岐阜県警察本部交通部運転免許課免許管理係

宛に郵送してください。

※ 運転免許証の有効期間内に書類が届くよう発送してください。

到着時に有効期間が過ぎている場合は申請取消の手続きはできません。

申請取消だけを希望の方	申請取消と同時に「運転経歴証明書」の申請を希望の方
○ 返信用のレターパックプラス(600円) ※ 申請者方住所地を宛先に記入 ○ 運転免許取消申請書(※上半分を記載) ○ 運転免許証(マイナ免許証は郵送返納できません)	○ 返信用のレターパックプラス(600円) ※ 申請者方住所地を宛先に記入 ○ 岐阜県収入証紙(1,150円分) ○ 運転免許取消申請書(※上半分を記載) ○ 運転経歴証明書交付申請書 ○ 運転免許証(マイナ免許証は郵送返納できません) ○ 申請用の写真(縦3.0cm×横2.4cm)

4. 運転免許の取消登録

申請者から郵送された内容が確認できましたら、申請者の運転免許について取消登録をし、手続きが完了したことを申請者に電話連絡します。

※ 取消登録(電話連絡)の後に運転をすると無免許運転になります！

5. 取消通知書等の郵送(受取をされましたら、手続き完了です！)。

申請取消だけを希望の方	申請取消と同時に「運転経歴証明書」の申請を希望の方
○ 申請による運転免許の取消通知書	○ 申請による運転免許の取消通知書 ○ 運転経歴証明書

【注意】

申請者本人と偽って、本人でない者が申請をする行為は違法となります！